

【参考】定款への事業名の記載について（平成 25 年 4 月以降指定申請分）

障害者自立支援法が平成 25 年 4 月 1 日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されることに伴い、定款の記載例を以下のように変更します。

（記載例）

指定を受ける事業	記載例
障害福祉サービス事業 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、 同行援護、療養介護、生活介護、短期入所、 重度障害者等包括支援、共同生活介護、 施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援、共同生活援助	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく <u>障害福祉サービス事業</u> 」
相談支援事業 計画相談支援、地域相談支援	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく <u>相談支援事業</u> 」
地域生活支援事業 移動支援、地域活動支援センターの経営、 日中一時支援、入浴サービス	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく <u>地域生活支援事業</u> 」

○下線部分の表記だけでも可

○社会福祉法人の場合は、一部記載方法に異なる点があるため、所轄官庁に確認してください。